

動物用イソジン®液10%

【成分及び分量】

品名	動物用イソジン液10%
有効成分	ポビドンヨード
含量	1 mL中 日局ポビドンヨード100mg (有効ヨウ素10mg)

【効能又は効果】

- 畜産領域
 - 乳頭の消毒
- 家畜診療領域
 - 細菌、糸状菌による皮膚感染症、外傷、手術部位の消毒
 - 牛：カタル性・化膿性子宮内膜炎、鈍性発情
豚：カタル性・化膿性子宮内膜炎

【用法及び用量】

- 畜産領域
 - 乳頭：搾乳後、ポビドンヨードとして2%（有効ヨウ素濃度0.2%）となる水溶液を適量乳頭に塗布又は噴霧する。
- 家畜診療領域
 - 皮膚患部、手術部位：ポビドンヨードとして2%（有効ヨウ素濃度0.2%）となる水溶液を適量患部又は手術部位に塗布又は噴霧する。
 - 1回1頭当たりポビドンヨードとして2%（有効ヨウ素濃度0.2%）となる水溶液50mLを牛又は豚の子宮内に注入する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

(使用者に対する注意)

- 本剤に対する過敏症の人は、薬剤の影響のない場所に移ってもらうこと。

(対象動物に関する注意)

- 搾乳直前の乳房・乳頭の消毒は避けること。
- 手術部位等の消毒に使用し、包帯をする場合は、通気性を十分考慮すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- 希釈液は、使用の都度調製すること。
- 希釈液を調製する場合は、次のことに注意すること。
 - ①原液は、水で5倍に希釈して調製すること。
 - ②原液は、油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。
 - ③鉄、亜鉛、ブリキ等の金属器具を腐食させることがあるので、プラスチック製又はステンレス製の容器等で調製すること。
 - ④調製に使用する容器は、予め十分に水洗しておくこと。
- 他の殺虫剤や消毒剤と混用しないこと。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

こと。

- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 食品、食器、飼料等と区別し、幼小児の手の届かない暗所に保管すること。
- 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- 食品用の容器に小分けして使用又は保管しないこと。
- 原液及び希釈液が、飲食物、飼料、被服、幼小児のおもちゃ等に直接かからないように注意すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- 原液及び希釈液を誤飲しないように注意すること。万一、誤って飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- 本剤が目には直接入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、多量の水で洗った後、直ちに医師の診察を受けること。
- アレルギー体質者等で、発赤、掻痒感等の過敏症状が現れた場合には、直ちに使用を中止すること。

(対象動物に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

ポビドンヨードは水溶液中でヨウ素を遊離し、その遊離ヨウ素(I₂)が水を酸化してH₂OI⁺が生じる。細菌、真菌及びウイルス表面の膜タンパクと反応し、殺菌及び殺ウイルス作用を示す。

(臨床試験)

本剤は、子宮内膜炎と診断された豚において治癒効果を示した。本剤は、子宮内膜炎と診断された牛において治癒効果を示した。また、鈍性発情の雌牛において発情の発現効果を示し、繁殖障害牛において受胎が認められた。

【製品情報お問い合わせ先】

DSファーマアニマルヘルス株式会社
〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7
<https://animal.ds-pharma.co.jp>

販売

DSファーマアニマルヘルス株式会社
大阪市中央区本町2-5-7

製造販売元



ムンディファーマ株式会社
東京都港区港南2-15-1

®：イソジンはムンディファーマの登録商標です。

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。